



生活道路は、時速 60 km→ 30 kmになります！

自動車の法定速度が引き下げられます

防災安全課 ☎ 0465-85-5002

2026年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層安全運転を心掛けましょう！

▼法定速度が時速30kmに引き下げられる道路

地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路（＝生活道路）

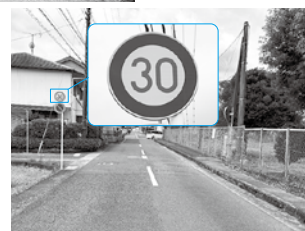
▼法定速度が変わらない（引き続き時速60km）道路

- ①中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- ②中央分離帯などが設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道の本線車道やこれに接する加速車線と減速車線を除いたもの
- ④自動車専用道路



◀法定速度が時速 30 kmに引き下げられる道路の例（根岸下）

道路標識などにより、最高速度が指定されている道路の例（吉原）



△注意事項

- ・道路標識または道路標示などにより最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度です。
- ・決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。



ポリファーマシー対策をして 正しく薬を服用しましょう

町民課 ☎ 0465-85-5007

▶ポリファーマシーとは？

ポリファーマシーとは、単に「たくさんの薬を飲んでいる」ことではなく、多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態をいいます。

町ではこのポリファーマシーによる健康被害防止と服薬量の適正化を目的として、**対象者へ8月下旬にポリファーマシー対策の通知物を送付**します。

▼対象者 ※ 2025 年 10 月～ 2026 年 3 月診療分のレセプト（診療報酬明細書）で判定を行います。

国民健康保険加入者のうち、①②のどちらか1つでも該当している方

- ①多剤服薬（必要以上に多種類の薬が処方されている方）
- ②下記の有害事象発生リスクがある方
 - ・傷病名禁忌（傷病や健康診断の検査値に対して注意が必要な薬剤が処方）
 - ・併用禁忌（飲み合わせに注意が必要な薬剤が処方）
 - ・重複服薬（複数の医療機関から同じ種類や効能の薬が処方）
 - ・長期服薬（長期間の使用に注意が必要な薬剤が4カ月分以上処方）

※通知送付後には、委託事業者である（株）JMDC健康サポートセンターの医療専門職から保健指導の電話をかける場合があります。

※通知が届いた方は、内容をご確認いただき、かかりつけの医師・薬剤師に通知とお薬手帳を持ってご相談ください。

※通知に記載されているフリーダイヤルへお電話いただくと、医療専門職による服薬状況改善のサポートが受けられます。